

2022年8月12日

愛知県教育委員会教育長 殿

競技団体等の業務や審判資格取得のための学習の時間等を
在校等時間から除外しないことを求める請願

住 所 [REDACTED]
(団体名) 愛知部活動問題レジスタンス(IRIS)
氏 名 代表 加藤豊裕 [REDACTED]

1 請願の趣旨

文部科学省が示した在校等時間の考え方によれば、勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間は在校等時間から除くこととされています。

では、競技団体等の業務や審判資格取得のための学習の時間は在校等時間から除くべきなのでしょうか。私たちが把握している尾張地方の公立中学校の例では、昨年11月、校長の指示により、吹奏楽連盟の業務（吹奏楽コンクールの会場手配や、コンクール実施のための各種調整等）や、運動部の審判資格取得のための学習に要した時間が在校等時間から除かれたそうです。除かれた時間は数時間ではなく数十時間単位です。

競技団体等の業務や審判資格取得のための学習の時間は、見方によっては、自己研鑽及び業務外の時間と言えるのかもしれませんが、しかし、部活動の顧問を務めなければ、競技団体等の業務や審判資格取得のための学習を行う必要性は生じません。部活動は、学校教育の一環として行われているわけですから、競技団体等の業務や審判資格取得のための学習の時間も、学校業務に関連する時間として在校等時間に含めるべきです。

在校等時間から自己研鑽及び業務外の時間を除く際は「自己申告による」とされていますので、教職員自身の判断により、競技団体等の業務や審判資格取得のための学習の時間を在校等時間に含めることも、運用上は可能です。しかし、先に示した例のように、管理職が指示した場合にはその指示に従う教職員が大半だと思われるので、部活動の顧問を務めることによって生じる競技団体等の業務や審判資格取得のための学習の時間等は在校等時間から除かなくてもよいことを、県教委として明示していただきたいと思います。

2 請願項目

競技団体等の業務や審判資格取得のための学習の時間等を在校等時間から除外しないこと。

